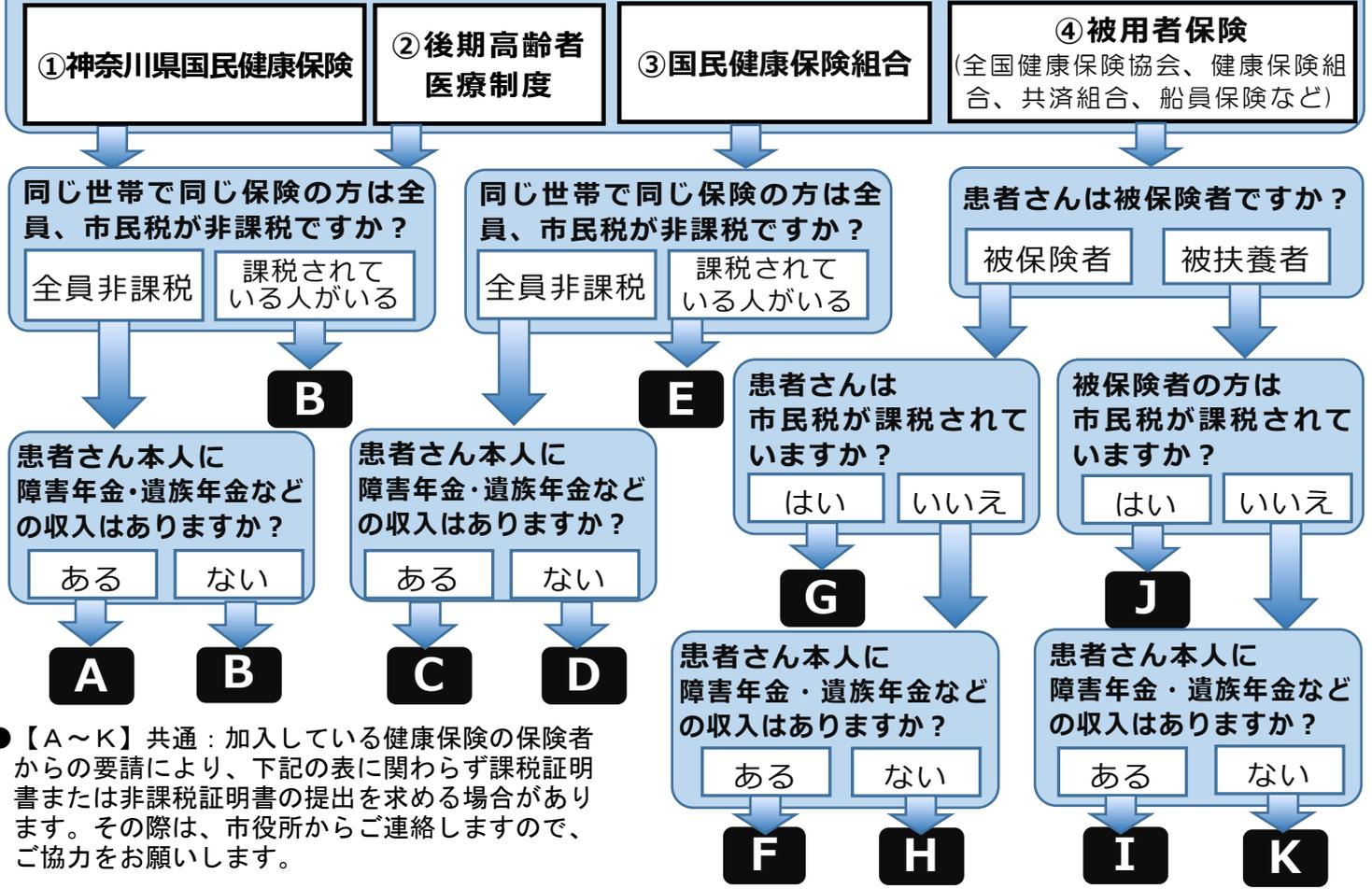


自己負担上限月額算定のための必要書類等 確認チャート

患者さんはどの健康保険証をお持ちですか？



●【A～K】共通：加入している健康保険の保険者からの要請により、下記の表に関わらず課税証明書または非課税証明書の提出を求められます。その際は、市役所からご連絡しますので、ご協力をお願いします。

必要な健康保険証		必要な書類（課税証明書・非課税証明書・年金振込通知書等）		
A	同じ世帯で同じ健康保険に加入している方全員分のコピー	前年分（1～12月）の年金等の収入額が分かるもののコピー	A	
B		必要ありません	B	
C		・同じ健康保険に加入している方全員分の非課税証明書（※1） ・前年分の年金等の収入額が分かるもののコピー	両方	C
D		同じ健康保険に加入している方全員分の非課税証明書（※1）		D
E		同じ健康保険に加入している方全員分の課税証明書または非課税証明書（※1）		E
F	患者さん（被保険者）本人の分のコピー	・患者さん本人の非課税証明書 ・前年分（1～12月）の年金等の収入額が分かるもののコピー	両方	F
G		必要ありません		G
H		患者さん本人の非課税証明書		H
I	患者さんと被保険者の分のコピー（患者さんの保険証で被保険者名が確認できるときは患者さんの分のみで可）	・被保険者の非課税証明書 ・前年分（1～12月）の年金等の収入額が分かるもののコピー	両方	I
J		必要ありません（※2）		J
K		被保険者の非課税証明書		K

課税証明書・非課税証明書の必要年度
 ・4月1日～6月30日→前年度の課税証明書（非課税証明書）
 ・7月1日～翌年3月31日→現年度の課税証明書（非課税証明書）

※1 「C」「D」「E」の方につきましては、義務教育を修了していない方の分も含めて全員分の課税証明書または非課税証明書の提出が必要です。なお、「神奈川県医師」「神奈川県歯科医師」「神奈川県食品衛生」「神奈川県薬剤師」「神奈川県建設連合」の5国保組合にご加入の方は、課税証明書または非課税証明書の提出は不要です。

※2 被保険者が横浜市外にお住まいの場合、課税証明書を提出いただくことがあります。